

太平記の一視点

釜田喜三郎

一

昔って私は岩波書店大系本太平記IIの巻末に「太平記の一視点」と題した小文を掲げ、校注者の一視点・一立場から文学を読み取る方法論を示したことがある。しかし、当時は多くの異本を比較した結果を提示する紙幅も余裕もなかったので、単に文学を読み取る方法論の一端を示したに過ぎなかった。

私は早くから、大別して太平記作者或は太平記そのものに「一視点」があり、それは、

- ④ 現存写本では提示し得ぬもの、即ち現存写本以前の時点で既に示されたもの
- ⑤ 現存写本で、その掲る所を明確に提示し得るもの

◎ 現存写本の混合体となって、掲る所を明示し得ぬもの三つに分類してみているが、ここでそれらを太平記全巻に亘って示すことは紙数制限があって不可能であるから、一応、複雑な様相を示す太平記第二部（巻十四——巻廿四・五迄）から第三部（巻廿六——巻四十）の前部にかけての一端を提示するにとめたい。そして太平記の一視点が、昔っての小文「太平記の一視点」とどんな連係を成すかを考え、昔っての小文はそれ程大きな誤を冒してはいないことを理解して頂かうと思つ。

二

卷十六、西国蜂起官軍進発事に載る新田義貞が其の頃天下第一の人と聞えた勾当内侍に別れを悲んで建武三年三月の末迄、西園下

向の事を延引したのは「誠ニ領國ノ驗ナレ」とし、そのす

ぐあとに義貞は尊氏追討の宣旨を蒙って、西国に出発しようとした

が、癌病の心地煩しかったので、先づ江田兵部大輔行義・大輔左馬

助氏明二人を攝磨に下し、二人は三月四日京を立つたとしている。

この全く矛盾した文が私の見たすべての異本にも併記してあるから、流布本と多少の記述の差はあっても、恐らく古くからあり、作者が「視点をそのまま記載したものであるう。

この為、史家の間に論議紛々、早く、菅政友「太平記ノ醫妄遺漏多キ事ヲ弁ズ」（史学と芸能誌明23・2）は、卷十八、「一宮御息所事」

が史実でないと論じ、「勾当内侍、弘徽殿ノ西台ナドノ段ヲ始メ、其他ノ怪談奇語ハ大カタ此類ナラシ」と否定、久米邦武「太平記は史学に益なし」（史学と芸能誌明第十八号）は、勾当内侍の実在を否定して、虚構説と断じ、諸文書を参照して、義貞の京都出発を三月上旬とする。岡部精一（新田氏郷土史論）は内侍は実在だが、義貞に賜つたとの事は太平記の外には何等の徵証がなく、史実でないと弁護する。本四生は

三月に入りて義貞は西園に尊氏討伐の命をうけしが病氣によりてか勾当内侍にはなれかねてか、くづくづとしておそくなれり。太平記には、病と癌の故と記すれども、其實は朝廷屈服の速ならざりしによるべし。朝議延引といふは義貞の信を欠く傾あるを以て、病と癌の自然と人情の止むなきをおもはしむ、つとめたりといふべし。（太平記と新田義貞）一国学院雜

誌第拾卷五号）

藍田精一は

義貞の朝命を率いて西征せしは尊氏西走後約一ヶ月なり。その行兵の遅緩せる、大に兵機を失せし幾何なるを知らず。「太平記」一所には義貞の勾当内侍に感して、出征延引せしを語り、また一所には、この出兵に際し、癌を病みて、早く親ら車を替する能はざりしを伝ふ。今、何れが当るかを知らず。（新田氏研究、八九頁）

古文書によつては、勾当内侍との別れを悲んだことも癌病を為出したことも証明出来ないから本四生のように解する史家もあるが、勾当内侍のことは史実ではなくても、そのような巷談が伝つたものかも知れない。それはともかくも、私は太平記作者がこれを「領國ノ驗」として構成することに注目する。作者は美女が政治に関与して失敗する例として、或は武将を誤まらしめる例として、屡々この語を使用し、而もそれが殆んど官方深重に深く関係しているのである。

勾当内侍について諸異本は四系統に分けられる。（諸本の略号は大系本に従う）

西・神・玄・相・榮・ 内・南・毛・今・相・松・	益・朝	天・義・野	梵・源
例ノ新田ノ長良國ナル 例ノ新田ノ長良國ナル 上、其比世間ニシテ、ル上其比天下第一ノ英・勇人勾当内侍ヲ自・國ヘシ・勾当ノ内侍ヲ被貢銀レ人、世ニ聞エシ・勾当ノ内裏・氣・四ケルニ且シ或ヨリ給リタクケルニ			

ケルニ依テ召時ノ別ヲ内侍ヲ貰田セラレケルノ別ヲ起テ三月ノ末マ西カ程モ別ヲ起ムテ三
モ起ナ(因「延喜三年三月六日迄」)
年丁 三月ノ末マテ西
田下向ノ事役引ケル西國下向ノ事役引セ
コソ既ニ相模田ノ謂ラケルソ既ニ相模田
ナリケレ(玄ニ始シ)因ノ原也ケル(益ニ始シ)因ノ原ナ(益ニ始ル)
(波「延喜四年」)ノ
波ナ(又ニ始ル)

釜・前の諸本間の位置は神・西・玄・南系諸本から天系・梵・流へ
流动する中間形である(その考証を精細に示すことはここでは不可
能だが)と私は見るので、私説が正しいなら、神・西等の古本に除
かれた資料を釜・前は示しておる筈である。故に「三月六日迄」

(但し、前イ「三月末」を併記する)とする釜・前に拵って、史実

の上でも三月上旬に義貞が京を出発したことがわかる。従つて、史
家が疑つて来た勾当内侍の事は文学的潤色甚しいとしても史実に近
いと見ねばなるまい。恐らくは釜・前の拵った原資料には三月六日

迄とあつたのであるが、これが古本(西・神・玄・松・南系)に
三月末とされて文学的表現を強めたものと考えられる。古本作者の
意図は飽くまで文学を書きたかったのであり、義貞を誣うる意図で
はなかつたと思われるが、結果的に義貞を誣つる文学的表現になつ
たのは、作者が活躍を期待した義貞の痛恨の死と深く関係する所
があつた。ただ、天系諸本が総体的に古本を訂正して史実に近づけよ
うとする傾向のあるのに拘らず、「三月ノ末」とするのは不審に思

われないこともないが、又別に天正本は足利方に關してのみ有利に
強く訂正する意図が強いことを考慮に入れれば、足利尊氏に対抗す
る新田義貞非勝に關しては、故意に古本を訂正しなかつたと見る
が正しい。

さて、何故、古本作者が勾当内侍を文学化したかの重要な秘密を
探る鍵は「領城領國ノ驗」として構成した点にある。即ち太平記第
一部(卷十三迄)と相呼應させる為であつたと私は見る。

太平記卷一、立后事付三位殿御局事に、後西園寺実兼の女、裕子
が立后したが、

君恩裏ヨリモ尊カリシカバ一生空ク玉國ニ近カセ給ハズ

として史実とは違つてゐるが、これは、勿論、文学として構成した
為で、裕子と対照させて三位殿御局阿野慶子に関する文学的表現を強
調する為である。慶子について

サレバ御前ノ御定、維訴ノ御沙汰マデモ、准后ノ御口入トダニ云テゲレ
バ、上御モ忠ナキニ賞ラ与ヘ、奉行モ理有ルヲ非トセリ……奈何カセン領
城領國ノ乱今ニ有リスト覺チ、浅増カリシ事共也

と後醍醐天皇の政治を非難する作者の文学構成と深く関係する。そ
の為に慶子を史実を曲げて、天皇に近づかぬとし、それとの対照に
よつて慶子を天皇の寵を一身に受けたことを長恨歌・遊仙窟などの
文を援用して華麗優美に強調し、やがて、これを後醍醐天皇建武中

興の失敗の一つは論功行賞の不徹底にあつたことへと結びつけ、引いては南朝衰亡を予告する副線に置くのである。源子は天皇隠岐逃幸にも供奉する。卷四、先帝巡幸事に

四・玄・松・相・内・宝・今・前・毛・梵
御介僧ハ三位最許也
御局
増鏡、久米のさら山に、

天・朝・野

御介僧ハ三位最許也

女房選ニ三位原大納言侍小寺相成斗ナリ

御局

御供には内侍三位殿大納言君小寺相など
梅松論に

准后三位局其外カリ葵東ノ女房馬上ニテ西三人

とするのを見れば、天正本（増鏡に扱っている）が史実であろうが、古本は三位局を強調する為に他を一切省略したのである。

卷十二、公家一統政道事に軍勢に恩賞の沙汰をしようとして、上卿は洞院実世から万里小路藤原に移り、三転して九条光基になつたのは、「内奏秘計」で正しい論功行賞が出来なかつたり「内奏ヨリ申シ与ケル」為であり「内奏ヨリ」「内奏ヨリ」と「内奏」を四度も繰返し強調する、その「内奏」が主として准后源子であることは

「大仏陸奥守ノ跡ヲバ准后ノ御領ニナサル」とあるのでわかる。これは又、早く鈴木登美恵氏の指摘された通り大塔宮義良親王の悲劇的な事件を前提として記していると看做すことも出来る。足利高氏

が親王の継母の准后源子に風して御官を委曲したからである。

しかし、文学としての作者の構成は、新田義貞の勾当内侍に遙かに強く関係することは「領城領國ノ乱ニ有リヌト覺テ」が「誠ニ領城領國ノ謂ナリケレ」で相呼応しているので明かである。

葵々タルヨソラヒ、堂々タル札、誠ニ尊氏印ノ天トヲ尊ンズル人ハ、必ズ義貞臣ナルベシト思ハヌ者ハナカリケリ（卷二十、義貞馬風強事）

と尊氏に「御」義貞に「朝臣」の敬称をつけて対等に表現された義貞が、楠木正成戦死後の南朝方の期待を一身に負いながら不慮の戦死を遂げたことに對する愛惜痛恨の情を示したもので、卷二十、義

貞首懸獄門一事付勾内侍事に

去ヌル建武ノスヘニ、朝敵西海ノ波ニ源シ時モ中将此ノ内侍ニ督シノ別ヲ忠子征路ニ沿リ、後ニ山門國争ノ時、寄手大獄ヨリ追落サレテ、其ママ寄セバ京ヲモ落ントセシカドモ、中將此内侍ニ迷テ、勝ニ乘渡ラ攻ル惑ヲ事トセズ。其ノ弊へ果シテ敵ノ為ニ因ヲ奪レタリ、誠ニ一タビ笑シテ能ク困ヲ領クト。古人ノ是ライマシメシモ理也トゾ寔ヘタル
と解して「領國」を強調する。而して、これが又、卷二十一、作々木信胤「宮方」事に、信胤が宮方になつた原因を

此比天下ニ納ラヌ例ノ領城故トゾ申シケル

として菊亭殿の御妻を記するが、佐々木信胤は義貞亡き後の新田勢の終師義助を小豆島から伊予の今治の海岸に送り届ける役目を果たすから、領城領國物語は新田氏関係に巧みに配置されているし、こ

これが又、卷三十三、新田左兵衛佐義興自害事に、義興が少将殿と申

した上原女房に迷ったことを述べ

第三回記「タヒヤンデ幽王領田、玉妃傍ニ媚テ玄宗失仕シモ、角ヤト被

思知タリ

と譯するのも関連ありとすれば、第一部（卷十三迄）だけの太平記

原本があつたとするのは無理で、少くとも太平記第一部（卷二十四迄）まで一気に纏まって書かれたらしいと思われる。足利・新田の対立を主として描く第二部は義貞」き後の總師義助の病死までは一気に筆が及んだものと見られるからである。

後醍醐天皇の失政を非難する為の傾城領國物語は、再版して宮方の再興を成し得なかつた新田義貞の足利討伐期日の遅延（実際は遅延とはいひぬのが）とか、不慮の死を喫き、その死を急いだこと

に対する非難の為の華麗優婉な傾城領國物語を構想したのである

が、作者の文学構成の立場は正に達太平記の「宮方深重」であり、而も表面は「宮方深重」でなく、宮方非難の形をとつてゐる。表面宮方を非難しつつ裏で深く宮方を重んずるこの文学構成こそ、小文「太平記の一視点」（表面足利一族を賞讃しながら、ひそかに大義に暗いことを暗示する）に連係するものがある。原本は北条高時滅亡で筆を止めたのではなく、一気に第二部まで執筆したと見たい。

註(1) 鈴木登英恵氏「天正本太平記の考察」（昭和42・5・中世文学12号）、

長坂行成「天正本太平記成立論」（昭31・3、国語と国文学）

(2) 言一の論説「天正本海松翁発掘の説」正・続（神船大記要文科論集第二〇号）（昭47・3）

(3) 稲子は皇女稻子を生み、太平記卷四、中宮御故事に天皇との親愛の情深いことが見え、ことと矛盾する。第一部で終つた太平記原本があると仮定すれば、ここは、第二部を書き始めた時点で改訂されたと見ねばならぬ。

(4) 「太平記構想論序説—卷一の考察」—国文第十二号P.45

(5) 私は義興に對しては義貞程に傾城領國物語が密接でなく關係が淡い（理由は第三項に説く所を見られたい）点から、むしろ第一部と第三部に断隔があつて、第一部まで通り、後繼者が第三部を書き継いだと見る。

二

卷十四、節度使下向事に、朝敵尊氏直義追討の宣旨を承けて義貞等官軍鎌倉に下向すると聞き、伊豆駿河辺で迎え撃たんと、尊氏を鎌倉に残し留め、直義が鎌倉を出發した時に、従つた外様大名の中で、「土岐弾正少弼頼遠」を欠くのは、神・西・玄・松・京・南・内・相・築・今・前で、頼遠を存するものは、天・義・野・毛・梵流だけである。同じく箱根竹下合戦事に、後陣の着かぬ先に竹下へ寄せた足利尾張右馬頭高経・舍弟式部大夫・三浦因幡守・土岐弾

正少弼類遠・舍弟道謙・佐々木佐渡判官・赤松雅菜助貞則（大系本P58 P60）は、古本（神・西・玄・松・京・内・南・相・金・前・毛）には、尾張右馬頭・舍弟式部大夫・土岐弾正少弼類遠・佐々木佐渡判官入道を欠いている（但し、大系本P60では、毛だけは以上を除いて別に尾張右馬頭・舍弟式部大夫のかわりに山名伊豆守時氏を加える）し、

官軍……一取ニモ不及シテ、捨轡ヲ打テノ引タリケル。是ヲ見テ土岐・佐々木一陣ニ逃テ「官バニモ假々人々哉、蓬シ返セ」ト恥シメテ、追立々々賀ケル間、後レテ引ク兵五百余騎、成ハ生捕レ或ハ被レ討残少ニ成ニケラ。

の傍線の處は古本になく（流と同じものは天系と梵だけである）、土岐・佐々木の功名を欠くのは如何なる理由によるのであろうか。勿論、多くの理由が他にもあるであらうが、その主な理由の一つとして、神・西を代表とする古本作者は尾張守高経・土岐頼遠・佐々木道替を嫌っているからである。

さて、古本作者の嫌う理由は何であったか、順次、次に述べる。

尾張守高経・舍弟家兼が除かれた理由は土岐頼遠・佐々木道替は明らかにならぬが、これは卷二十、黒丸城初度軍事付足羽度々軍事、やがては義貞自害事、延いては義貞首懸獄門一事付勾当内侍に關係していると私は見る。即ち、義貞が延元三年二月越前府中の合戦に勝ち、勢強大に成った時、

山内ノ大衆、皆曰好ヲ以テ内々心ヲ通セシカバ、先ツ彼ノ比叡山ニ取上テ
南方ノ官軍ニカラ合セ、京都ヲ買メラレン事ハ無下ニタヤスカルベカリシ
ヲ、足別尾張守（天「右馬頭」）高経襲前ノ黒丸城ニ落城リテヲハシケ
ルヲ、攻落サテ上洛セシ事ハ無志ナルベシト詮ナキ小事ニ目ヲ歷テ、大儀
ヲ次ニ成サレケルコソウタテケレ。

と、表面には義貞を非難しているが、宮方深重の者としては、これを裏面からいえば尾張守高経こそ憎むべき存在であった。高経さえ落残つていなければ、義貞は大義を成し得た筈である。そのことはすぐ後に、義貞の三人の大将、一条少将行実・船田長門守・細屋右（天「左」）馬助がそれ／＼負けたのを

此三人ノ大将ハ皆天下ノ人傑・武略ノ名将タリシカドモ余リニ敵ヲ倍ツ
テ、オギロニ大早リナリシ故ニ毎度ノ軍ニ負ニケリ

と評して、「天下ノ人傑武略ノ名将」と大げさに讃めちぎって置いたから非傍している所でもわかる。義貞びいきが強く裏打ちされている。これを天正本が訂正せず古本のまま見過したのは、表面上の非傍に迷わされて古本作者の裏面の眞の意味を悟り得なかつたからであろう。というよりは、古本作者は文字を構成するのに誠に巧妙を極めているからであったと見た方がよい。而して、宮方深重の者にとって痛恨余りある義貞自害事になる。

義貞は輕々しく僅か五十余騎で城を出で、敵細川由羽守肥草彦太郎三百余騎に遭遇し、中野森内左衛門の勧告を無視して軽率に自害

した。義貞戰死について諸本を比べる。

西・神	玄・松・前	天・鏡・野	内・南 今・益・毛・涼
白羽ノ矢一筋、真向ノ 届間ノ人口中ニン	白羽ノ矢一筋當向ノ陸 届間ノ人口中ニソ立タリ	ハラレノ矢一筋當向ノ陸 届間ノ人口中ニソ立タリ	白羽ノ矢一筋當向ノ陸 届間ノ人口中ニソ立タリ
立フタケル我貞今ヘ 叶ヘシトヤ思ベシケン 頭ノ刀ヲ抜イテ自ラ首 ヲ捨キ落シ、深泥ノ中	アル我貞今ヘ 不叶トヤ思玉ケン 頭ノ刀ヲ抜イテ自ラ首 ヲ捨キ落シ、深泥ノ中	我貞今ヘハヘバウト カキ切テ時ノ影ニノ ヘカクシテソノ上三機シ タヘリチソノ伏シ給ヒケ ル(音ニ拔ル)	我貞今ヘハヘバウト カキ切テ時ノ影ニノ ヘカクシテソノ上三機シ タヘリチソノ伏シ給ヒケ ル(松三挺之)
ハシタケル我貞今ヘ 叶ヘシトヤ思ベシケン 頭ノ刀ヲ抜イテ自ラ首 ヲ捨キ落シ、深泥ノ中	ハシタケル我貞今ヘ 不叶トヤ思玉ケン 頭ノ刀ヲ抜イテ自ラ首 ヲ捨キ落シ、深泥ノ中	ハシタケル我貞今ヘハ ヘバウトカキ切テ時ノ影 ニノヘカクシテソノ上三機シ タヘリチソノ伏シ給ヒケ ル(音ニ拔ル)	ハシタケル我貞今ヘハ ヘバウトカキ切テ時ノ影 ニノヘカクシテソノ上三機シ タヘリチソノ伏シ給ヒケ ル(音ニ拔ル)
(音ニ拔ル)	(松三挺之)	(天二目クレ一久)	(天二目クレ一久)
		心迷ヒケンヘ(今・毛) 「ケルニヤ」我貞今ヘ ヘ叶ヘシトヤ思ケンヘ (今・毛)「今ヘ…思ヒ ケン」(天二目クレ一久)	心迷ヒケンヘ(今・毛) 「ケルニヤ」我貞今ヘ ヘ叶ヘシトヤ思ケンヘ (今・毛)「今ヘ…思ヒ ケン」(天二目クレ一久)
		レバ一矢ニ目クレ(益) 「一矢ニ目クレ」(益)	レバ一矢ニ目クレ(益) 「一矢ニ目クレ」(益)

古本作者の義貞びいきが顕著であり、延いて古本作者の宮方深重がわかる。

義貞の首をとった氏家重国が尾張守高経に見参に入れる。古本は

此人君ノ般故トシテ武将ノ位ニ備リシカバ、身ヲ慎ミ命ヲ全シテコソ大樹ノ功ヲ致サルベカリシニ、自ラサシモナキ駿場ニ赴イテ匹夫ノ靖ニ命ヲ止メシ事、遙ノ極トハ云ナカラウタデカリシ事共也。

白羽ノ矢	箭	冥向ノ白羽ノ矢	箭白羽ノ矢一語ヒナノロ
ハブレ周間ノ口中ニソ周間ノ口中ニソ立タリニソ立タリケル			
立ツタリケル羅貞今ヘケル羅貞今ハ		羅貞今ヘ叶ハヴト	
叶ヘシタヤ思ヘレケン不叶トヤ思玉ケレ		ヤ思レケン	
羅ノ刀ヲ放テ自ラ破ノ刀ヲ放テ自ラ禰ワ羅ノ刀ヲ放テ自ラ破ヲ			
ヲ抜キ落シ深泥ノ中	(詩)「我隨王」	煙桂	カキ切テ時ノ影ニ
ヘカクシテソノ上二桟レ深キ泥ノ中へ底ノ共			
タヘリテソノ伏給ヒケ	上二桟ハリテソノ伏給		
ル(神ニ採ル)	ル(松ニ採ル)		
伏給ヒケル(天ニ			
捉ル)			

内侍事であり、再び第一項の拙論へ連なることになる。
かく見れば、古本作者の文学構成の配慮の至妙さは正に驚嘆に価するではないか。

土破頬遠も佐々木道善も義貞を敗北せしめる有力武将である。卷十七、義貞軍事付長年討死事で、延元元年六月三十日、義貞は尊氏と一騎打の決意で向った決戦だが

と一騎打の決意で向った決戦だが

古本が「自ラ首ヲ搔キ落ニ深泥ノ中ヘカクシ」と超人的壯烈な表現を示し、釜は「自首ヲ搔切テ深泥ニソ臥給フ」とするのはややわらいだ表現で、釜・毛は古本・南系から天への中間形であるのがわかるが、恐らくは天が最も史実に近く釜・毛がこれに次ぐのであらう。それらの資料を踏まえながら古本が超人的に潤色した処に、

為に敗れて坂本を引返し、名和長年も打死するのだから宮方深重者にとって心よからう筈もない。これから義貞の北国落ちとなり、や

土岐経達、五条大宮ノ合戰ニ打勝テ臨時ヲ擇ケレバ此彼ヨリ勢共數千騎駆
集フテ大宮ヲ下リニ殺貳ノ後ヘ攻ヨヌル

るう。それらの資料を踏まえながら古本が超人的に潤色した処に、

がて義貞自害となるに於ては尚更である。

鎌倉から上洛した北畠頼家・新田徳寿丸（義興）等を迎撃った
吉野原合戦での土岐頼遠の功名については別に第四項で述べるか
ら、ここにも深く関係することを注意するに止める。だがまた、土
岐頼遠を、佐々木道晉に比べても、遙かに古本作者は嫌っていて、
卷二十二、義助被參芳野一事の冒頭で、

神・西・京・玄・松・南・内・相・梁・前	毛・天・魏・野・梵・流
昌平原御宿御殿御臣へ去ル九月十八日（松 「十六日」案「十一日」安藤ノ根尾ノ城 ヤブレシ時	安三昌平原御宿御殿時へ去九月十八日 安藤ノ根尾ノ城
母等七十三人ヲ召見シ…（神ニ炎ル）	立候シカド土岐保正少弼相見部大夫頼晴 ニ召見ナシテ
母等七十三人ヲ召見シ…（天ニ炎ル）	母等七十三人ヲ召見シ…（天ニ炎ル）

と、毛・天等に僅かにその功績を示されるに過ぎない。天が頼遠・
道晉を極端に顕彰するのは、足利氏に大功績があるからで、足利氏
顕彰の立場から当然であるとはいえ、毛に嫌るのを見ると、これが
原資料であつたらしく古本が故意に除いたのである。

卷十七、金崎城攻事に、足利方の攻撃軍の武将をあげている。高

越後守師泰と小笠原信濃守との間に、天・義・野だけが

土岐弾正少弼頼遠ハ英強尾張ノ勢ヲ卒ニ越前ヨリ攻入ル佐々木佐渡判官入
道々着ハ同江洲ノ勢ヲ卒ニ木目ヨリ向フ

を加えるが、これは古本は神・西を始めとして、前・毛・梵・流ま

神・毛	西・玄・松・南・内・相・梁・前
西元五年八月ノ初 旧タル仙居園ノ地ニ 故伏見院ノ三十三年ノ 内院寺ニ相當リケレハ 故伏見院ノ御院	此年ノ八月ハ 四年ノ秋ノ比 因マル仙居園ノ地ニ 故伏見院ノ御院
上皇伏見殿ニ御幸成ニ 駕ノ為ニ ケリ 故宮院テ	当今年上皇伏見殿ニ御幸 ナル 此故宮院レテ
ヒナシク成マレハ 年久ク成マレハ	上皇伏見殿ニ御幸成ニ 駕ノ為ニ 持明院上皇伏見殿ヘ御 ナル 此院ハ指モ紫雲掛殿 ラボリ奇樹石竹集メ テ見有シ色深ナレバ 旧主去坐 年久ク成マレハ見シニ モ非ス汗ヘテ 一村萬葉成マレハ 年久ク成マレハ
其アトヲ間モノトテハ 北野ヲ聞フ者ナハ ク	一村萬葉成マレ 年久ク成マレハ 一村萬葉成マレハ宣承 年久ク成マレハ 内子招テ获吹スサン 路絶マレハ在ノ銀葉茂 萬葉方ニ四タクリ 其跡ヲ聞物ナハ

でも少く。正に天正本作者が独自に付加したもので、天の頼遠・道
替顕彰の執拗さがよくわかる。

古本が頼遠を嫌う最大の原因是、卷二十三、土岐頼遠參合御幸
致・狼籍一事に扱ると私は思う。この冒頭の文は四系統に分れて
て、神・毛が文章穢かだが、天は例によつて史実に近づけようと努
める。

苦モル闇ノ秋ノ月松吹苦闇ノ夜月松吹

苔根ル闇ノ夜半ノ月松苔守リ猿ル板闇ノ月

ける。

頼遠の光慈院に対する狼藉（その経過は諸異本に大きな相違があるが、紙数がかさむので一々挙げない）を古本（神・西・玄・松・内・南・相・築・京・前・毛等）が

と評する程で、天正本ではこの評言を直義の言葉の中に含め、直義をして

秋日无_レ程暮秋又
日程ナク暮采又
斗ニソ見ヘタリケル程
々ノ四時賞物多シ秋ノ
日程無ククレハテチケ

9

異朝ニモ未比類ヲ不聞培テ本朝ニ於テハ曾テ耳目ニモ惑ス不思議也其ノ罪ヲ陰ニ三族ニ行テモ尚不足五刑ニ下テモ何ソ当ソ直ニ彼輩ヲ召出ソ重罪ニヤスル體ニヤスベキ(天ニ掲ル)

頃中ノ京山草ノ既望
ヲ率セ給ナ三四日御冠
留有テ同六日ノ夕御退
御ナル（元ニ奥ル）
（松ニ奥ル）

田二物スコク故方人ノ

と驚嘆させる。頬遠は夢窓国師に頼つて命乞をしたが、結局、⁽⁴⁾ 六条河原（天「三条河原」）で斬られた。なお、

神と西とを半分づつ採用した前が、年月を秋とだけ記すのに対
ル(天二拵也)

とする傍紙の部分は古本（補・西・玄・松・柏・南・第・内・今・京・毛・前）に欠き、天・梵・流だけにあるので、天の付加した細川氏顕彰である。又、

天は史実に近づける。即ち西か伏見院三十三回と認めたのを正す為に、伏見院御忌日とだけしたのは史実に拠ったのである。ただ大は還御日を記さないので九月三日還御と解されるのは慎重さに欠

其第二周済坊トテ有ヲモ既ニ可レ披切ト辟定有ケルガ其時ノ人數ニテハ無リケル由、証拠分明也ケレバ、死刑ノ罪ヲ免テ、或チ本国ヘソリケル。夢窓和尚ノ武家ニ出テ、サリトモト口入シ給シ事不レ叶シヲ歎ク者ヤ

仕タリケン、狂歌一首、天竜寺ノ詔歌ノ上ソ書タリケン

イシカリシトキハ夢窓ニクラハレテ周濟坊ゾ皿ニ残レル(大系本 P405)

とありて、周濟坊の事及び直義と親しかった夢窓をやじった狂歌は

天・義・野だけ除く。(梵は周濟坊の事を欠くが狂歌は存する。) そ

のあとに続く

此頃遠ハ当代故ラ大敵ヲ屈ケ、忠節ヲ致シカバ、其既賞モ人ニ勝レ其恩義
モ歎シ他。サルヲ今治ル行迹ニ依テ重テ吹焚ヲモ不^レ用、忍ニ其身ヲ失
ヒタル事天地日月未度與ハ無リケリトテ吾人恐怖シテ直義ノ政道ヲソ感ジ
ケル(大系本 P406)

と直義の政道を貰めた文は、古本(神・西・玄・松・南・内・相・
策・今・京・毛・前)に欠き、天・梵・流だけ載せる。ここだけを
取りあげてみても、天正本は直義関係記事に特別の配慮をしている
ことがわかる。或は天正本原本は直義の下命を受けての訂正を施し
たのでないかを疑せるに充分である。

古本作者は頼遠に筆跡を加えたかったのであろう。しかし、足利
政権下に執筆した太平記であり、足利氏の政治的圧力の加ったもの
としては、表面氣付かれぬよう、多くの武将を羅列するという特
殊の場で、その名をそれとなく除く方法をとったのではないかと私
は見る。

り、義貞の左將軍の人々に打って勝つたとする古本の「土坡」は神、
西等の古本では「賴遠」ではなく、実は別の「土坡入道道源(道證)」
であるが、天・義・野・梵・流は古本の「土坡」を「土坡源正少頭領
遠」としている。

(2) 大系本總註に示した。伏見天皇崩御は文保元年九月三日で慶応五年
は二十六年忌。

(3) 頼遠狼籍の史実は九月六日夜の成沢。

(4) 史実は慶応五年十一月一日夜、六角主生で斬られた。

さて佐々木道晉については、早く鈴木登美恵・長谷川端西氏の草
論があるので、繰り返す愚をやめるが、私なりの意見を述べれば、

古本作者は頼遠と同じく道晉に筆跡を加えんとしたものであ
る。ただ道晉の場合は頼遠とはかなり事情を異にする点があつた。
頼遠は直義に斬られたのに、道晉は尊氏直義の最負があり流刑され
ただけで生き残らざ、その後も大活躍を続けるから、古本作者も頼
遠と同一には扱えなかつたと思われる。

「道晉には、有名な卷二十一、佐渡判官入道流刑事がある。慶応三年十月六日夜、道晉は妙法院を焼討し、門主(光嚴院の弟亮性法
親王)に狼藉した。ここも異本により四系統に分れる。

西・玄・松・南 ・内・相	天	益・朝	毛・今	梵
門主へ伊豆法ノ母主伊豆行法ノ母中門主へ伊豆法ノ母門主へ伊豆行法ノ母 中二子持松堂三回也ケルカ 庄アツケルカ心		ニ子持は松三回中ニ子持は松三回中ニ子持は松三回		

疾ク後ノ小門（西疾ク後ノ小門ヨリ後ノ小門ヨリ始ダク疾ク後ノ小門ヨリ後ナク後ノ小門ヨリ既ニテ光堂ノ内へ既ニテ光堂ノ内へ既ニテ光堂ノ内へ既ニテ光堂ノ内へ既ニテ光堂ノ内

照

妙法院放火の様は左の如くである。		西		南・内・相・築		毛・玄・松・今		天		梵	
三百余騎の法院ノ 若者共三百余騎め百ヲ 三百余ノ勢ヲ時处ヲ不 ^レ 移袖寺自百日余騎ノ勢ヲ	招所ヘ押寄セテ則 法院ノ包所ヘ押寄辛シめ法院ノ包所セナ め法院ニ火ヲ辛シナ め法院ニ火ヲ	ケル	恩タリケル	火ヲソ恩タリケル	所押寄ナ分レハ	所押寄ナ分レハ	所押寄ナ分レハ	所押寄ナ分レハ	所押寄ナ分レハ	所押寄ナ分レハ	所押寄ナ分レハ
道替の暴逆を強調したが、南系は「道替是ヲ聞テ下部共ノ悪ヲハ知るまい」、梵・流は單に「打擲シ」たことに訂正してしまっている。	即ち古本（西）は道替の子息秀綱が若宮を差殺し奉ったことにし、	山門訴状に「殺害致置候人」とあるだけで、若宮刺殺は史実ではあるまい。	天は人数を記さない。金・前は若宮を「差殺シ奉ラントシ」たが	ス其上皆酒ニ呑醉ケレハ」を加えて道替を弁護したのに、天はそれ	を免れ流刑に処せられたに過ぎぬことを強調し、道替顯彰に逆用したものであろう。	この一章は、道替顯彰の姿勢を極度に保つが故に天正本作者を佐々木道替関係者とされる鈴木登美恵氏説に支障となりそうだが、実はその逆で、これだけの悪逆を働いても、尊氏直義の信頼厚く、死を免れ流刑に処せられたに過ぎぬことを強調し、道替顯彰に逆用したものであろう。	流布本は毛・今と梵との併合したことがわかる。（大系本P339参考照）				

	西	南・内・相・榮	毛・玄・松・今	天	梵
ル 三百余弱の法院ノ 御所へ押セセチテ則 ナ火ヲラン恩タリケ ル	若者共三百余弱が 自ラ三百余ノ勢ヲ 時はラ不 _レ 移相寄 百三三百余防ノ勢ヨ 本レナ _レ 法院ノ御所 セチテ則火ヲ _レ ニ ノ恩タリケル	三百余弱の法院ノ御所へ押セセチテ則 ナ火ヲラン恩タリケ ル	三百余弱の法院ノ御所へ押セセチテ則 ナ火ヲラン恩タリケ ル		
ケル 恩タリケル	時はラ不 _レ 移相寄 百三三百余防ノ勢ヨ 本レナ _レ 法院ノ御所 セチテ則火ヲ _レ ニ ノ恩タリケル	時はラ不 _レ 移相寄 百三三百余防ノ勢ヨ 本レナ _レ 法院ノ御所 セチテ則火ヲ _レ ニ ノ恩タリケル	時はラ不 _レ 移相寄 百三三百余防ノ勢ヨ 本レナ _レ 法院ノ御所 セチテ則火ヲ _レ ニ ノ恩タリケル		
火ヲラン恩タリケ ル	火ヲラン恩タリケ ル	火ヲラン恩タリケ ル	火ヲラン恩タリケ ル		

この一章は、道替頭彰の姿勢を極度に保つが故に天正本作者を佐々木道替関係者とされる鈴木登美恵氏説に支障となりそうだが、実はその逆で、これだけの悪逆を働いても、尊氏直義の信頼厚く、死を免れ流刑に処せられたに過ぎぬことを強調し、道替頭彰に逆用したものであろう。

を無視し、古本を適用したらしい。(3)天は古本に拘っても道替の頭彰をし得ると踏んだのであろうし、これから後の道替頭彰を執拗に統ることによってその効果を見事に果しているのである。

ここで太平記第一部と第二部の関連を考えると、卷四、笠置囚人死刑流刑事に於て、源中納言實行を審議し鎌倉へ下る途中で殺されただけに、古本作者も筆跡を加えることによればかの考慮をしたばならなかつた道替の礼儀の正しさ、武人としての情義の厚さ、声涙共に下る謙譲の態度、特に、實行が後醍醐天皇近侍で恩寵も深かつただけに、古本作者も筆跡を加えることによればかの考慮をしたらしく、土岐頼遠ほど削除はしていない。

この部分は大略、三系統に分れる。

西・南・内・相・鈴・松・宜 ・今・日	毛・室・梵	天・鏡・野
源中納言實行印ヲハ佐々木生 死判官入道路次ラ若國ノ 倉へ下シ卒ル道ニテ失ハヘル キ由茲テ告申人ヤ有ケン達 坂ノ間ヲ越玉フトテ 坂ルヘキ時シ無レハ是ヤコノ 行ヲ取リノ達坂ノ間 ト勢多根ヲ達坂ノ間 今日ノミト思フ我身ノ夢ノ世 ヲ波ル物カヘ勢多ノ岳 ト此印ヲハ坂ニ失ヒ申ルヘシ	(註四) 後醍醐天皇の如く増鏡に 掲げる増鏡が多く頗るしいので、 引用は略すが、天は四など古 本を増鏡したことは詳世の頃 の後の和歌を有するので明か である。	江国柏原ニテ可「尋」切ヨロ 探偵鎌智子「レバ道替中納言殿 ノ御同ニナリ何ナル御母ノ風 習ニ多ノ人ノ中ニ入道ニ預ケ 森セテ今更後様ニ申候ヘハ且 ハ情ヲ不「知ニ相似テ候ヘト 此ル向身ニハ無」力次第一ナ 候今マテハ自分天下ノ才ヲ待 テ日数ヲ忍シ候ツレトモ開闢 ヨリ森」失ヘキ由堅ク申付ラ レ候ヘハ何事モ先世ノ所作ト 欲イ察マセ給ヘント申モ不 良、袖ヲ屈ニ抱当シカヘ申付 苦悶モ不交ノ腕ヲ抱拭ヘト玉 手鏡ニ其事ニテ候此間ノ儀ヘ 後世マテモ四」迄コン就寝ヘ 命ノ際ノ直ヘ万葉ノ君庭ニ外 土ノ遠鳴ニ御通ノ由聞ヘ候 上ハ其ヨリ以下ノ事中々申ニ 不」及殊重此程ノ情ニ色ニ 存命ストモ四」諸ソコソ候ヘ ト計ニテ其後ヘ物ヲモ仰ラレ ス観ト沃トヲ取寄テ御細々ト 遊バレ都ノ便ニ申付テ相レ ル方ヘ道ノ詔ワント致」仰 ケル角チ日暮ニ暮ケレヘ初因 差寄テ采桑リ海道ヨリ西ナル 山際ニ松一村有リ下ニ御廻ラ 昇居タレハ桑皮ノ上ニ居面ラ

ト豈テ放「定事ナレヘ送ニ近」ト森ナ定シ亞ナレヘ送ニ近江
ノ柏原ニテ切申ル(モニ既)

セ給テ詔世ノ頃ラソ茲登ケル

道送生延四十二年

山河一草大内「天」培訓

然

(内「六月十九日菜」)西・今・天「ソノ奥」、第ニカカル爲ノ命ノハテハ見ツサテ吾宋

ノ末ゾユカシキ六月十九

日ト書テ又手座ヲ宣シ始

トソ見ヘシ田兒ノ六島左エ門

時後ヘ因カト思ヘハ和音ヘ前

ニソ落ユケル其分野莫ト云モ

愚也入道沒々追跡ヲ図トナレ

様々ノ作替ニテ吊イ奉ル余惜

哉此印ヘ

先帝ノ印ト中華リシ比ヨリ近侍ノ朝タノ邦れ不急以復照應他ニ異也ナシハ次第ノ昇進不

酒君ノ恩寵を深カリキ今角矢參リメト實聞ニ通シナヘ何許リカ莫ニモ忠石スラント覺タリ

(松ニ曳シ)

毛・宝・梵(神田本は卷四を欠くが、恐らく毛利家本と同じか)

が古形で、古本は道替の信義に厚いことを除き、道替に筆跡を加えたものであつたと思われる。

又、卷四、先帝遷幸事の冒頭の文を調べると、天は西を増補したらしく一系統とみなし得るので、三系統に分れる。

西

天

松・玄・相・榮

前・益・毛・梵

あり、いささかその方面の探りを入れてみたに過ぎない。

なお、筆跡について誤解を避ける為、別の一例を挙げてみよう。

卷二十、義良夢想事に、義貞が不思議の夢を見、聞いた人々がめ

明レバ三月八日千葉五
明レバ三月八日千葉五
部左三門尉小山五郎左
日千葉介貞源小山五郎左
明レバ三月七日千葉
明レバ三月七日千葉
前

エ門財佐々木田中ノ判左エ門對政小田尾宮^{時佐々木佐波判官} (相子葉介貞源小山五郎左
官明仲三千余騎ニテ路守氏久佐々木佐波判官・案「佐波官人選」)エ門(益・印・因)を
次ヲ書固仕テ先帝ヲ原入送々母ヲアヌ^{加え}佐々木佐波判
岐田(移シタル)
名士人共勢七百余騎二
五百余騎ニテ官人送々母五百余騎二
... (松ニ曳シ)
... (松ニ曳シ)

ナ...
ナ... (内ニ曳シ)

西が「佐々木備中判官明信」として道替を除く。この後に続く天正本が道替について後醍醐天皇との親近さを増鏡其の他の資料を加えて強調するのは周知のことであるが、ここで古本は道替を排除しようとしていることがわかる。

そして卷二十三の道替妙法院焼打と若宮への打拂(或は刺殺)に對応して、卷四で筆跡を加え、卷十六・卷十七などに土岐頼遠と共に意識して道替を除いたのも古本の筆跡を示して卷二十三に相呼応しているとすれば、太平記原作は第一部で終つたのではなく、第二部まで一気に書かれたと考えた方が妥当でないかと思う。但し、これに関して、それらは改訂時に全巻に及んだとの反論も可能であるが、私は直義下命で改訂された(と仮定して)後も、古本原作の趣旨はそのまま引き継がれて、慎重に読みとらねばわからないような配慮があり、玄惠(?)作の太平記が今も探し出し得ると思うので

でたい夢だとつらなった時、斎藤七郎入道々歎が

「目出キ御夢ニアラズ天ノ凶ヲ告グル物也（神ニ揚ル）」

と論じた一文を載せる。人名を道歎とするのは神・西・玄・松・内

・南・相・前・天で、道歎とするのは神・前・流である。これ

に対し、児鷲衛後守高徳とするのは金・策・今・毛・相・天・イ

である。これは古本に道歎（道歎）と高徳との二説が並行していた

とみるより、道歎を高徳に改訂する雰囲気が起つたと見るのが妥当

である。というのは卷二十、義助重災敗軍一事に

「前・梵・松・南・内・相・今・毛・益

天

名古屋五郎兵衛時（甲「徒留記」）四・内・兵

新D 稲葉（乙「平城」）久・田七郎入道々歎
二人・相・今・相・南・内・相・毛・益

三郎ナレル 左中将ノ近習者（西原「老」）
久 ニチガシカヘ田舎ノ左右ノ忍ニ發所ヲ
並メテ居タリケルカラズヌテ夜ノ間ニ

イシナトモナク招ニケリ（谷三段之）

伊ナトモナク招ニケリ（天ニ焼之）

とあって、古本は道歎が義貞近習者であったのに逃げ失せたと記しているので、筆跡を加える意味で、高徳の如き終始一貫して宮方であつた忠臣に換えたものである。

註(1) 佐々木道咎をめぐる太平記の本文與同一天正本の類の増補改訂の立場について（昭和39・12年記と語り物2号）

(2) 佐々木道咎をめぐって（詩林浜酒3号、昭36）太平記における守護

大名（詩林浜酒10号昭和43・8）

(3) 天正本が佐々木道咎について古本にならない多くの功績説を加えること

は鈴木登美恵氏の卓識がある。

(4) 太平記原稿新考（本邦史学論叢上巻天正）P.4-P.9に天正本・島

津家本に増鏡の影響あること、後醍醐天皇被殺御遺事が天正本は增鏡「久米のさら山」によつて引用増補したと述べる。

(5) 古本では、道咎は二度降参している。一は手越河原で新田勢と戦つて敗れた時降参して継貞の前陣に迫れていた（大系本卷十四、手越河原闘争P.55-P.56）のは神・西・玄・松・南・毛・前に載せるが天・梵のみ欠く。一は卷十七、江州軍事（大系本P.204-P.205）で、東坂

本に降参し主上も継貞も出し放したとするのは神・玄・松・京・内朱・笨本・毛・益・前・梵に載せ、西・南・内・策・相・今に欠き、天は欠くだけなく付近の文も省略甚だしい。

四

卷十九、青野原軍事に、土岐頼遠、桃井直常の奮戦にも拘らず圧倒的大軍を擁した北畠頸家に破られた。その後に就いて、三系統に分れる文が続く。

神・西・玄・松・南・内・策
毛・梵

天・梵・野

流

此時越前國三新田義貞北畠頸
此時越前國三新田義貞北畠頸

ヲ即テズラセラン地ヲ破スル。因ツ打畠テ天ノクラン地略ス。

勢軍也莫勢若出也ノ即ツム。ル勢尊ラム也莫勢尊也ノ即ツム。

ヘン子

羅依ナラヘ玉近江ヨリ越前へ打

越後守ト一也比叡山ニ取ア

都山ニ即ツム

越中ヲ既下ニ直下テ南方ノ官

軍ト謀ニ合て東西ヨリ是ヲ攻

ヘハ將軍京都ニヘ一日モ塔忍

シ玉ハント食レタ御宿。我

大功、俄貞ノ忠ニナランスル

古ラ語テ北國ヘモ引合ス

兵堵ヲゼ放リエス傳ニ士卒ヲ

引テ伊勢ヨリ吉野ヘソ回ラン

勢臣ヲ謀テ吉野へなラン

ケルナチコソ日来ヘ兵符ノ如

クニ聞ヘン兵事既定ワタニキ

病エマシテ後攻ノ東軍勢京

都ニ君ナヘ恐ルニ足サル故

也トノ高懸ヘ兵劣サシケル

(南ニ既ビ)

西家招南都ニ幸テ且ク汗噶ノ

足休ナテ諸軍ニ向テ合謀ノ異

見ヲ休五ヶレハ白川結城入道

近テ申ケルヘ今度諸次ニ於テ

度々ノ合謀ニ打田ナ所々ノ故

敵ラ近傍シ上路シ道ヲ開ト云

(モ吉野原ノ合戦ニ即カ利ラ

夫ニ故ナ品田ノ相リヤ波ノ母

ス……(天ニ既ル)

(1) 流布本は概ね古本と天とを組み合せて出来てゐることがわかる。從

て二系統本をそのまま併列した流布本は前後矛盾した文を並べることになる。

大系本P286—P299

破ラン事

カリ

格中ヲ既下ニ直下テ南方ノ官

軍ト謀ニ合て東西ヨリ是ヲ攻

ヘハ將軍京都ニヘ一日モ塔忍

シ玉ハント食レタ御宿。我

大功、俄貞ノ忠ニ成ム吉ラソ

子ミテ北國ヘ引合ス

恩直ヲゼ放ラン度モ叶マシ

伊勢ヨリ吉野ヘソ回ラン

勢臣ヲ謀テ吉野へなラン

ケルナチコソ日来ヘ兵符ノ如

クニ聞ヘン兵事既定ワタニキ

病エマシテ後攻ノ東軍勢京

都ニ君ナヘ恐ルニ足サル故

也トノ高懸ヘ兵劣サシケル

(南ニ既ビ)

① 頭家即天正本のまま併列した流布本は前後矛盾した文を並べることになる。

古本の「黒地ヲモ破リエス俄ニ士卒ヲ引テ伊勢ヨリ吉野ヘソ廻ラレケル」

を天は「黒地ヲ破ラン度モ叶マシが伊勢國ヲ經テ芳野殿へ参ラン」大軍徒

ラニ致ス」とするので、②背野原ノ合戦ニ利ヲ失フとは矛盾しない

けれど、頭家が「我大功俄貞ノ忠ニ成ムズル事ヲ知」だとする文をそ

のまま残したのは訂正洩れで、これでは頭家が背野原で桃井直常に

も勝った事になつていて、少くとも直常に敗れたことにならない。

天正本に頭家が白川結城入道の勧めで奈良から京へ攻上る噂を聞

き、尊氏驚き討手の大軍を差向けようとしたが、「我向(ハ)ムト

云人モ無リケリ」であったのに、師直が

此大敵ヲ拉バ桃井兄弟ニ勝負有シト存候其ノ故ハ自鎌倉退テ長途ラ經

ぬ々ニテ國シニ毎度此ノ兵共ハ手柄ク當レテ氣ヲ失ヒ付タル者共也其ノ臣

病神ノ體又先ニ桃井駆向テ南都ノ即ク迫落シ百寮ノ内ノ莫ニテ候(天ニ既ル)

頭家卿」130頁に説くように、不可能な壯文であるが、官方深重として、頭家と義貞の合力によって京都回復を実現させたかた願望が凝つて成った批判である。この事は、義貞捕獲の場でも巻二十、黒丸城初度軍事に

新田左中将義貞朝臣ハ去一月ノ始ニ越前ノ府中ノ合戦ニ打勝給ヒシ刻國中ノ城砦七十余箇所ヲ留時ニ攻落テ勢亦盛大ニ成ヌ此時山門三千衆徒皆旧好ヲ以テ内々心ヲ通セシカヘ先比収山ニ執上テ南方ノ官軍ニ力カラ合セ京都ヲ攻ラレン事無下ニ可レシマシ……（玄ニ撰ル）

と執拗に相呼応して希望的観測を述べているのでもわかるが、官方深重者の期待に反して無為に戦死したことに対する挽歌であつたのである。そのことは巻二十、勾当内侍事に

去シ建武ノ末ニ朝敵西海ノ浪ニ漂ヒシ時モ中将此内侍ニ留クノ別レヲ悲ミテ征路ニ滞リ後ノ山門幽幸ノ時敵大獄より追ヒ落トされヨセハ落シントせしか共謀貞内侍ニ迷ヒてかつニのリ彼ヲ攻ル謀ヲ事トセス其弊果ノ故ノ為ニ國ヲウバハレたり（神ニ録ル）

とも示現して、ここでも第二項の内容に再び連係することになる。

古本が、青野原合戦に頭家が利を失ったことを一切省略し、頭家の大功が義貞の忠になるのを読み義貞と合力しなかつた為に官軍は尊氏を京から追い落し得ず、黒地をも破り得ず、京勢の軽蔑をいだとして、そこで文を切斷し、その後に続く頭家戦死を記さないのは、古本が巻廿二⁽³⁾を欠くことも関連が深いと思われる。

頭家戦死については巻二十、奥州下向勢達ニ旌旗ニ事の冒頭に

奥州ノ田司安部野ニテ時レ春日少将八幡城ヲ落サレテ……

とするが、どうして古本が頭家戦死を除いたのか。巻二十での頭家戦死の報は唐突過ぎて、巻十九に頭家戦死が記載されていなければならぬ筈である。そこで天正本はこの欠を補つて足利方の立場から補訂したものであること確かである。古本は頭家の戦死の記事を記載していたが、頭家の連戦連勝を強調した（或は強調せざるを得ない事情があった）為に、頭家戦死があまり唐突になり、それを避け削除したものである。古本の頭家戦死記事は勿論、天正本の補充した記事とは全く違つたものであつたろう。

本来、原本に存在したと考えられる（存在しなかつたと考えても別に支障はない）巻廿二は、義貞亡き後の新田軍の総帥である義助等が越前・美濃に於ける合戦で敗退する記事で、残っていた筈である。そのことは、古本に欠く巻廿二を、巻廿三・廿四の章段を抜き出し巻廿二を作り上げた流布本を始め天・毛・梵等が悉く、新田方の武将の合戦記事で満たしているのでもわかるが、これは偶然にしてはあまりにも出来過ぎている。即ち、毛・天等の作者は原形の巻廿二が義助の合戦記事のみであったのを承知していた上での補充であつたということになろう。

青野原軍事から推定すれば、孤影悄然たる新田勢を賞讃し小説化

し過ぎたが為に足利方の禁忌に触れたとみることが出来るのであって、古来、卷廿二を欠いた理由が断く判然とする。

卷廿二を欠く理由を明快に述べたのは理尽抄だけである。

高徳入道義清越前ノ合戦義助ノ敗北并ニ尊氏直義力一代ノ惡逆ヲ記ス

とし、後に武州入道無念の事に思つて一天下の内を尋ね求めて是を

焼失したというのであり、妄説として排斥されて来たが、児嶋高徳

が忍廿一を記すというのは、難太平記に所謂「官方深重の書」を高

徳に當てたたりのものである。」（尊田直義が「作人の惡徳」）

み変えれば、当ふすと雖も遠からずで、太平記の内容を夷になく説

み味った上での理由づけをしていることがわかる。

「宮方深重の者」にとって後醍醐天皇崩御と顯家・義貞亡き後の

「宮家深重の者」にとて後醍醐天皇崩御と源家・義貞亡き後の新田勢の總帥義助の病没程淋しいことはない。だから、卷廿一、先帝崩御事に、

只中流ニ舟ヲ覆テ一臺ノ波ニ瀕ヒ、暗夜ニ燈消テ五更ノ雨ニ向ガ如シ
との形容が、卷廿二、義病死事に

五更ニ灯消テ破窓ノ雨ニ向ヒ、中流ニ舟ヲ失テ一駒ノ浪ニ漂フランモ角ヤト覺ヘ

と繰返し再現されたのである。先帝崩御と義助病死とが一時期を画したのであった。そのことは、古本の久く巻廿二を補充した章段か

毛・天卷廿一	梵卷廿一	涼卷廿一
右六郎左二門事 援助妙好莊事	右六郎左二門事 援助妙好莊事	右六郎左二門事 援助妙好莊事
孫氏立持兵法事	孫氏立持兵法事	孫氏立持兵法事
佐々木信成成軍事 佐々木信成成軍事	佐々木信成成軍事 佐々木信成成軍事	佐々木信成成軍事 佐々木信成成軍事
大庭左四助討死事 義助討臣病死事	大庭左四助討死事 義助討臣病死事	大庭左四助討死事 義助討臣病死事
櫻塚伊賀守謀事 (毛二卷之)	櫻塚伊賀守謀事 (毛二卷之)	櫻塚伊賀守謀事 (毛二卷之)
大庭左四助討死事 義助討臣病死事	大庭左四助討死事 義助討臣病死事	大庭左四助討死事 義助討臣病死事
櫻塚伊賀守謀事	櫻塚伊賀守謀事	櫻塚伊賀守謀事

毛・天の目録が梵・流の目録より古形であろう。但し、本文を読むと流・梵と同じ順序で記すから、毛・天の目録は本文の順序とは違っているのだが、目録だけを見ると、大館左馬助討死の後に義助病死とし（史実は逆だが）、新田勢の總帥が最後に倒れたことに引き直して、巨星墜つの感を深からしめるのは文学的表現で古形と見てよい。

とは想像に難くない。

卷廿二を欠く古本が卷廿三の冒頭に置く章は悉く煙六郎左衛門時能事である（但し、卷を四十一・四十二に分ける本は別である）

が、その文は卷廿一に近接して確實に卷廿一の記事内容を彷彿させるものがある。即ち、卷廿一の残滓がまだ十分に拭い去られていないことでも理解される。ここに一々引用するのはやめるが、畠時能の郎従を始め、

犬隨子ト名付タル不思議ノ犬一疋アリ（相ニ擬ル）

として、全体に小説化が甚だしいではないか。後に馬琴の南総里見

八犬伝の構想形容に採られたのもわかる。

ただ、青野原軍事で古本の欠いた部分を敢えて天正本が補充したのに、古本の欠いた卷廿一を何故天正本が補充しなかつたか。これは確証がないので全く不明だが、考えられることは、卷廿一という膨大な欠落を補完するには天正本作者でも荷が重過ぎたか、或は天正本作者でも補充し得ない特殊な背後の政治事情があつたかであろう。

史実を重んずる政治の立場から足利直義は、恵珍上人持参して玄惠の読んだ、太平記に文句をつけた。その三十余巻の太平記は文学的表現に満ち充ちていた。而して、その三十余巻（今川丁俊の言を信すれば）を改修した現二十余巻（現四十巻本の第一部・第二部に当る）迄の太平記は、直義死後足利一門の実力者にも気付かれないよう、文学的表現は残されていた筈である。

第一部について、挙げねばならない数系統の文の混在は山積していく、到底紙数制限のある原稿紙に盛ることは出来ない。私は正成戦死や正行戦死にも説き及びたかが果さず、僅かに足利新田の争に主点を置いて、その中の一端を挙げ、今日迄の学究が慎重に言及を憚つて来た二三について、思ひ切つた私見を述べてみたに過ぎない。

(2) 古本もよく読むと「系統本の混在らしく矛盾する所が目立つが、これは現存異本の成立以前のものらしいので、ここでは敢えて云わない。

(3) 鈴木登英氏に、「太平記欠巻考」田文第十一号、昭34・7「欠巻

前後に於ける太平記の書き残さ」国文第八号、昭32・12などの論がある。

(4) 痰助病死は慶応五(1869)年五月、大船左馬助自書は同九月三日が史実であるが、太平記は共に慶応三年のことにしている。

五